

申請者

住所 長久手市武蔵塚101-3 まちづくりセンター活動室

団体 長久手おやこ劇場

代表者 木本直子

連絡先電話番号



後援・推薦名義の使用について（依頼）

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

記

行事名	長久手おやこ劇場創立記念交流体験事業 講演「子どもの時間を共に生きる～あそびの中で育つ力～」と 大人のためのあそびワークショップ
行事の目的	子どもの成長にとっての遊びの重要性を大人たちが学び、遊びの持つ 力を体感することで、地域の子どもたちを見守るあたかなまなざし を増やす。
主催	長久手おやこ劇場
その他の後援・ 推薦依頼先	長久手市
開催の期日	平成25年6月2日（日）
開催の場所	長久手市文化の家 光のホール 長久手市中央図書館 AV ルーム
入場料	1,000 円
対象者	長久手市在住の大人、及び長久手市在住の子どもたちに関わる大人
前回の開催日	
内容	NPO 法人あそび環境 Museum アフタフ・バーバン代表・北島尚志氏 による講演と大人のためのあそびワークショップ。前半の講演のテー マは「子どもの時間を共に生きる～あそびの中で育つ力～」具体的な 事例を挙げながら、遊びが子どもたちの成長にとって不可欠であり、 遊びの中で子どもたちは多くのことを学んでいることを知る。後半の ワークショップは、コミュニケーションをとることで成立する遊びを 複数行い、人と関わりながら遊ぶことのおもしろさ、心の解放感を体 感する。平成25年度子どもゆめ基金助成申請中。

- * 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。
- * 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



長久手おやこ劇場創立記念交流体験事業

講演「子どもの時間を共に生きる～あそびの中で育つ力～」と大人のためのあそびワークショップ

【講師プロフィール】

北島尚志(きたじま たかし)氏

NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長

和光大学卒業後、劇団「風の子」に入団。

その後、東京都練馬区の児童館に児童厚生員として16年間勤務。

1997年あそび・劇・表現活動センター『アフタフ・バーバン』を設立し代表となる。

2005年NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバンと名称を変更し理事長に就任。

1987年著書「ファンタジーを遊ぶ子どもたち」で日本演劇教育賞受賞。

1996年参加劇「魔法の森の招待状」で厚生省中央児童福祉審議会特別推薦。

1998年全国児童青少年演劇協議会奨励賞受賞。2008年子ども環境学会奨励賞。

大妻女子短期大学・立教女学院短期大学非常勤講師

【プログラム内容】

項目	時間	題名	講師名	ねらい	内容
講演	90分	子どもの時間を共に生きる～あそびの中で育つ力～	NPO法人 あそび環境Museum アフタフ・バーバン 代表 北島尚志氏	・子どもたちの発達過程における遊びの重要性を知り、遊びが子どもたちの何を育てているかを学ぶ。 ・子どもたちの遊びを守るために、大人たちができることを考える。	1. 子どもたちの成長発達と遊びの関係について。事例を用いながら、遊びが育む子どもたちの力を具体的に学ぶ。 2. 現在、子どもたちが置かれている状況の把握。 3. 今、大人がすべきことは何かを考察する。
ワークショップ	75分	大人のためのあそびワークショップ	NPO法人 あそび環境Museum アフタフ・バーバン 代表 北島尚志氏 アフタフ・バーバン スタッフ	・「遊ぶ」ことによって、心がどういう状態になるかを大人たちが体感する。 ・コミュニケーションをとりながら遊ぶことで、人との関わりが楽しみながらつくられていくことを実感する。 ・子どもたちと遊ぶ時の大人の心得を習得する。	・参加者同士がコミュニケーションをとることで成立する遊びを6種類行う。
	165分				

【スケジュール予定】

日時

6月2日(日) 12:40 受付開始

13:00 講演

14:30 講演終了

(休憩・移動)

15:00 ワークショップ

16:15 ワークショップ終了

参加者でふりかえり

16:30 終了

会場

長久手市文化の家 光のホール

長久手市中央図書館AVルーム

長久手おやこ劇場創立記念交流体験事業
講演「子どもの時間を共に生きる～あそびの中で育つ力～」と
大人のためのあそびワークショップ
収支計画書

<収入>

平成25年度子どもゆめ基金助成金	271,000
参加費 一人1000円×50人＝	50,000
託児費 一人300円×20人＝	6,000
会費 一人1200円×10人分＝	12,000
	339,000

<支出>

講師謝金	150,000
交通・運搬費	63,420
会場費	15,000
食費	9,000
宣伝費	36,000
消耗品費	32,750
託児費	30,000
保険料	1,980
雑費	850
合計	
	339,000

団体概要

団体名称 長久手おやこ劇場

発足年月日 2013 年 4 月 1 日

事務所所在地 長久手市武蔵塚 101 番地 3 長久手市まちづくりセンター 2 階活動室

代表者名 木本直子

目的 子どもたちが優れた生の舞台芸術と出会いながら、遊びや語り合いに広げ、仲間の中で育ち合うことを目的としています。子どもたちが一人の人として尊ばれ、豊かな子ども時代を過ごすことを保障する活動をすすめます。そして、これらの活動をとおして、子どもたちを愛し、子どもたちの幸せのために平和を願う、文化的で豊かな人間関係を地域に広げることが目的としています。

沿革

「おやこ劇場」は 1966 年、福岡市に住むお母さんたちの手で生まれ、その後、全国各地に広がりました。1990 年 10 月 20 日、日進町民会館（現 日進市民会館）の完成を機に、名古屋おやこ劇場から「日進おやこ劇場」が独立し、日進・長久手・東郷をエリアに活動を開始しました。

長久手地区は「日進おやこ劇場 長久手ブロック」として活動を続け、2013 年 3 月 31 日現在 199 名の会員がいます。長久手市は、近年開発が目覚ましく、子どもたちの数が増えていることを受け、より地域に根差した活動を目指し、2013 年 4 月「長久手おやこ劇場」として独立します。

主な活動内容

- ・子どもたちのための舞台鑑賞会を毎年 8～10 回行う。
- ・創造団体による子どもたちに向けた体験活動（ワークショップ）を行う。
- ・子育て・文化に関する講演会を開く。
- ・キャンプ、子ども市、季節の行事など、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切につくる活動を行う。

長久手おやこ劇場 運営委員名簿

運営委員長 関根千寿

運営委員 広中省子

運営委員 鈴木美香

運営委員 石川桐子

事務局長 木本直子

事務局員 鈴木厚子

会員数 199 名（平成 25 年 4 月 1 日現在）

長久手おやこ劇場会則

前文 1951年に定められた「児童憲章」には、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる。」と書いてあります。その後1994年に批准された「子どもの権利条約」第31条では、子どもには発達に必要な休息と自由に過ごす時間をとる権利があり、子どもたちが文化的芸術的な活動に参加したり、遊びなどのさまざまな活動へ参加することを尊重し、参加を奨励しています。私たち「長久手おやこ劇場」は、これらにうたわれている精神にしたがって、子どもたちが一人の人として尊ばれ、幼い頃より優れた舞台芸術に触れ、遊びや様々な活動を通して仲間の中で育ち合うことで、豊かな子ども時代を保障する活動をすすめます。これらの活動をとおして子どもたちを人間性豊かに育て、子どもを愛し、子どもの幸せのために平和を願い、地域のすみずみに文化的で豊かな人間関係を広げます。

第一章 総 則

- 第1条 この会は、目的に賛同する会員によって構成する自主的な会であり、「長久手おやこ劇場」と呼びます。
第2条 この会の事務所は長久手市内におきます。

第二章 目的と活動

- 第3条 この会は、子どものための舞台芸術と会員自身による自主的な活動をとおして、子どもたちの豊かな成長をはかります。
第4条 この会の目的を達成するために、次の活動を行います。
1 子どものための舞台芸術を軸にした「例会」をつくります。
2 会員の自主的な活動をすすめます。
3 子どもの文化状況をみつめ、系統的な研究活動を行います。
4 子どもの文化・教育に関する諸団体と連携交流します。
5 機関紙・ニュースなどを発行します。
6 その他この会の目的に添った諸活動を行います。

第三章 会 員

- 第5条 この目的に賛同する大人と子どもは所定の手続きをして、自主的に会員になることができます。
第6条 会員は会の目的達成のために会費を拠出し、活動を共につくります。在籍は2ヶ月以上とします。

第四章 組織・運営

- 第7条 (サークル)会員はサークルに所属し、サークルを単位に活動します。各サークルは、サークル代表者を選びます。
第8条 サークルは子どもの成長発達に視点を置いて編成し、3世帯以上で構成します。
第9条 (総会)総会はこの会の最高議決機関で、各サークルから選出された代議員によって構成されます。
① 代議員はサークルから、1名選出します。
② 総会は代議員の1/2以上の出席によって成立します。総会の議決は出席代議員の2/3以上の賛成を必要とします。
③ 総会は、毎年1回、年度末から3ヶ月以内に運営委員長が召集します。ただし、委員会が必要と認めた場合、又は会員の1/3以上の要望があった場合は、運営委員長は、1ヶ月以内に臨時総会を召集するものとする。
④ 次の事項の決定は総会の議決を必要とします。

*年間活動計画と方針(例会企画・活動計画・課題)

*予算・決算の承認

*役員の選出

*会則の改廃

0 第10条 この会に、次の役員をおきます。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| ① 運営委員長 | 1 名 | ② 副運営委員長 | 若干名 |
| ③ 運営委員 | 若干名 | ④ 委員 | 若干名 |
| ⑤ 事務局長 | 1 名 | ⑥ 事務局 | 若干名 |
| ⑦ 会計監査 | 2 名 | | |

第11条 役員は総会で選出され、任期は1年とします。ただし、再選は妨げません。

第12条 (委員会)委員会(サークル代表者会)は総会で選出された役員とサークル代表者で構成し、総会に次ぐ決定機関とします。

第13条 委員会は構成員の1/2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の2/3以上の賛成を必要とします。

第14条 委員会(サークル代表者会)は第4章 第9条の4項に定める以外のことを決定します。

第15条 運営委員会は総会・委員会(サークル代表者会)の決定に従って、会務の執行にあたります。又、この会の活動が円滑に行われるよう必要な措置をとることができます。

第16条 運営委員会は総会で選出された、運営委員長・副運営委員長・運営委員・事務局長で構成され、その決定は構成員の2/3以上の賛成を必要とします。

第17条 (専門部)、この会の活動が円滑にするため、運営委員会のもとに専門部を置くことができます。

第18条 専門部の部長は運営委員があたります。

第19条 専門部の 運営は部長のもとに、総会で承認された専門部員があたります。ただし会員は、誰でも専門部員になることができます。

第20条 (事務局)この会は運営委員会のもとに、事務局を設け会の運営に関する事務を行います。

第21条 事務局に関する規定は別に設けます。

第五章 財 政

第22条 この会の目的達成のための活動および運営に要する経費は、会費・入会金および会に対する寄付金等をもって充当します。

第23条 この会の会計年度は、9月1日から翌年の8月31日までとし、年度末に会計監査を受け、総会の承認を受けます。

第24条 会費は月額で、(おとなも子どもも1人)1200円とします。入会金は、(おとなも子どもも1人)1000円とします。

第六章 会則の改廃

第25条 この会則の改廃は総会において出席者の2/3以上の賛成によって決定されます。

付 則

第26条 この会の執行に必要な事項は、運営委員会で細則を定めます。

第27条 この会則は、2013 年4月1日から施行します。

	舞台鑑賞会	ワークショップ・講演会	その他の行事
4月	5日 劇団なんじゃもんじゃ「悔悟の記録」(文化の家 風のホール) 21日 JIN OFFICE「サイレント・コメディー・マジック」	インファント・マッサージ講座(交流プラザ 多目的室)	7日 まちセンまつり参加「子ども市」(まちづくりセンター)
5月	18日 ほんわかシアター「かあちゃんだあーいすき!」(文化の家 音楽室)		
6月	7日 智内威雄「左手のピアニスト」(文化の家 森のホール)	2日 北島尚志氏講演会・大人のためのあそびワークショップ(文化の家 光のホール・図書館)	
7月	13日 日本音楽企画「打楽器レボリューション!」(文化の家 森のホール) 21日 人形劇団むすび座「おまえうまそうだな・ねずみのすもう」(文化の家 舞踊室)	日本音楽企画ワークショップ(長久手公民館希望) むすび座訪問交流会(むすび座・名古屋市緑区)	
8月			夏祭り おやこキャンプ(岐阜県多治見市)
9月		21~23日 アフタフ・バーバンワークショップ「校区たんけん」	
10月			ハロウィン・パーティー
11月	3日 アフタフ・バーバン「シアター・うん・どうかい」(長久手公民館希望) リーフ企画「Bum ! Bum ! スマイル」		
12月		むすび座事前交流会 子育て講演会(文化の家 光のホール希望)	
H26年 1月	17日 人形劇団むすび座「The Wish List」(文化の家 森のホール) 26日 くわえパペットステージ「あなたがうまれるまで」(文化の家 舞踊室希望)		
2月			
3月			文化まつり(福祉の家 集会室希望)

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(行事名 長久手おやこ劇場創立記念交流体験事業 講演「子どもの時間を共に生きる～あそびの中で育つ力～」と大人のためのあそびのワークショップ)

審 査 項 目		判断(事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか	○	
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか(他で開催された実績があるか)		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか(予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	